

## 府中市学生・地域協働による地域課題の解決支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市内で、学生が地域団体と連携して地域の課題を解決することを目的とした活動（以下「活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において学生・地域協働による地域課題の解決支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、専修学校、高等学校をいう。
- (2) 学生 大学等に在籍している学生をいう。
- (3) 地域団体 府中市内の自治会、地域住民グループ、NPO 法人、企業等であつて地域の課題に取り組むものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、府中市内で、学生が地域団体と連携して地域の課題を解決する事業とする。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

| 補助対象者 | 補助対象経費   | 補助率    |
|-------|--|--------|
| 大学等   | 府中市内で、大学等の学生が府中市内の地域団体と連携して活動を実施し、市内の地域課題を解決するための事業に要する経費で、旅費、活動費、宿泊費、報償費その他市長が認めるもの | 10分の10 |

2 経費区分、内容及び限度額は表に掲げるとおりとする。

| 経費区分 | 内容                      | 補助限度額   |
|------|-------------------------|---|
| 旅費   | 居住地から対象となる地域を往復するための費用。 | (県外の大学等)<br>中国地方(広島県を除く)、四国地方、近畿地方から参加する場合は、1名につき15,000円を、それ以外の地域の場合は25,000円を限度とする。 |

|     |                                     |   |
|-----|-------------------------------------|---|
|     |                                     | (県内の大学等)<br>1名につき10,000円を限度とする。   |
| 活動費 | 活動期間中の移動に係る費用。                      | 1名につき、<br>滞在期間8日未満：5,000円<br>滞在期間8日以上15日未満：10,000円<br>滞在期間15日以上：20,000円 |
| 宿泊費 | 活動期間中の宿泊に係る費用。                      | 1名当たり1泊につき5,000円を限度とする。   |
| 報償費 | 地域の課題を解決するための知識や助言等役務の提供等に対して支払う経費。 | 限度額なし。  |

3 補助金の額は、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号別紙1)
- (2) 収支予算書(別記様式第1号別紙2)
- (3) 事業経費支出内訳書(別記様式第1号別紙3)
- (4) その他参考となる書類

(実績の報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は府中市補助金交付規則第7条に定める補助事業の廃止の承認を受けたときには、実績報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(別記様式第2号別紙1)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号別紙2)
- (3) 事業経費支出内訳書(別記様式第2号別紙3)
- (4) その他参考となる書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。